

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市介護予防・日常生活支援総合事業
の人員等に関する基準の見直しについて

意見募集期間

平成 29 年（2017 年）

11 月 10 日（金）～12 月 1 日（金）

お問い合わせ先：福祉部高齢福祉課

電話 046-822-9804（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

地方分権一括法により制定した、高齢者関連のサービス事業等の基準を定める条例（基準条例）について、附則にて施行後5年以内に行うと定めている見直しに伴い、「横須賀市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準」について見直しを行います。

併せて、地域密着型通所介護が開始したことに伴う所要の条文整備を行います。
つきましては、この見直しの内容について、市民の皆様のご意見等を募集します。

◀ 改正する基準 ▶

横須賀市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準

【 目 次 】

◆ 基準の見直し内容について	2～3
◆ 意見の提出方法	4

◆ 基準の見直し内容について

1 改正する基準

横須賀市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準

2 改正する概要

(1) 条文表記方法変更

基準条例の条文表記方法が、「条文にすべての規定を表記する」方法から、「基本的には国の省令に準拠する」という条文と本市独自基準の条文で構成する方法へ変更することに伴い、表記を以下のとおり変更します。

ア 「指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例」

→ 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）」

イ 「指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例」

→ 「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第三号及び第4条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」

ウ 「指定介護予防支援等の人員等に関する基準等を定める条例」

→ 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」

(2) 地域密着型通所介護開始に伴う改正

介護予防通所介護相当サービスの事業と地域密着型通所介護が一体的に運営されている場合、利用者数に地域密着型通所介護の利用者を含む規定及び地域密着型通所介護における人員・設備に関する基準を満たしていることをもって、介護予防通所介護相当サービスの基準を満たしているものとみなす規定などを追加します。

(3) 重要事項についての同意の書面化

事業者が重要事項について、利用申込者の同意を得たことを客観的に明確にするため、同意を原則として書面で得なければならないとする規定を追加します。

3 施行日

平成30年4月1日（予定）

改正イメージ

改正前	改正後
<p>第〇条 指定第1号通所事業者が、指定介護予防通所介護事業者又は指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定介護予防通所介護の事業又は指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合であって、介護予防通所介護相当サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定介護予防通所介護の事業であるときは、<u>指定介護予防サービス基準条例第97条第1項から第7項までに規定する</u>人員に関する基準を、指定通所介護の事業であるときは、<u>指定居宅サービス基準条例第99条第1項から第7項までに規定する</u>人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>第〇条 指定第1号通所事業者が、指定介護予防通所介護事業者又は指定通所介護事業者<u>若しくは指定地域密着型通所介護事業者</u>の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定介護予防通所介護の事業又は指定通所介護の事業<u>若しくは指定地域密着型通所介護事業</u>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合であって、介護予防通所介護相当サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定介護予防通所介護の事業であるときは、<u>介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第三号及び第4条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準</u>を、指定通所介護の事業であるときは、<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を、指定地域密着型通所介護の事業であるときは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準</u>を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

意見の提出方法

- 1 提出期間 平成 29 年（2017 年）11 月 10 日（金）から 12 月 1 日（金）まで
- 2 あて先 福祉部高齢福祉課地域力推進係
- 3 提出方法
 - 書式は特に定めておりません。
 - 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
 - (1)（市内在勤の場合）勤務先名・所在地
 - (2)（市内在学の場合）学校名・所在地
 - (3)（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項
 - (4)（当該パブリックコメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項
 - 次のいずれかの方法により提出してください。
 - (1) 直接持ち込み
 - ・ 福祉部高齢福祉課（横須賀市役所分館 2 階）
 - ・ 市政情報コーナー（横須賀市役所 2 号館 1 階 34 番窓口）
 - ・ 各行政センター
 - (2) 郵送
〒238-8550
横須賀市小川町 11 番地
横須賀市役所 福祉部高齢福祉課
 - (3) ファクシミリ
046-827-3398
 - (4) 電子メール
ew-wd@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。